



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

配偶者控除、平成30年からどう変わる?

昨年8月号の青色だよりでもお知らせしておりましたが、平成30年から配偶者控除（配偶者特別控除）が変わります。改めて下の早見表で確認しながら、今年からの改正のポイントを押さえておきましょう。

納税者(控除を受ける方)の合計所得 配偶者の所得 (給与収入の場合の年収)		改正前		改正後			
		1,000万円未満	1,000万円以上	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	~38万円以下 (~103万円以下)	38万円	38万円	38万円	26万円	13万円	0円
	38万円超~40万円未満 (103万円超~105万円未満)	38	0	38	26	13	0
配偶者特別控除	40万円以上~45万円未満 (105万円以上~110万円未満)	36	0	38	26	13	0
	45万円以上~50万円未満 (110万円以上~115万円未満)	31	0	38	26	13	0
	50万円以上~55万円未満 (115万円以上~120万円未満)	26	0	38	26	13	0
	55万円以上~60万円未満 (120万円以上~125万円未満)	21	0	38	26	13	0
	60万円以上~65万円未満 (125万円以上~130万円未満)	16	0	38	26	13	0
	65万円以上~70万円未満 (130万円以上~135万円未満)	11	0	38	26	13	0
	70万円以上~75万円未満 (135万円以上~140万円未満)	6	0	38	26	13	0
	75万円以上~76万円未満 (140万円以上~141万円未満)	3	0	38	26	13	0
	76万円以上~85万円以下 (141万円以上~150万円以下)	0	0	38	26	13	0
	85万円超~90万円以下 (150万円超~155万円以下)	0	0	36	24	12	0
	90万円超~95万円以下 (155万円超~160万円以下)	0	0	31	21	11	0
	95万円超~100万円以下 (160万円超~167万円以下)	0	0	26	18	9	0
	100万円超~105万円以下 (167万円超~175万円以下)	0	0	21	14	7	0
	105万円超~110万円以下 (175万円超~183万円以下)	0	0	16	11	6	0
	110万円超~115万円以下 (183万円超~190万円以下)	0	0	11	8	4	0
115万円超~120万円以下 (190万円超~197万円以下)	0	0	6	4	2	0	
120万円超~123万円以下 (197万円超~201万円以下)	0	0	3	2	1	0	
123万円超 (201万円超)	0	0	0	0	0	0	

① 納税者（控除を受ける方）の合計所得金額によって異なる配偶者控除の金額

改正前は合計所得金額が1,000万円を超える場合も配偶者控除が適用されていましたが、平成30年以降は控除を受ける本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除が適用できなくなりました。

また、控除を受ける本人の合計所得金額により配偶者控除の金額が異なります。(詳しい金額は早見表の改正後の欄を確認ください。)

② 配偶者特別控除の見直し

配偶者の所得によって受けることができる配偶者特別控除の改正があり、控除の対象となる配偶者の所得の上限が引き上げられます。

図のAのとおり、以前は配偶者の所得が76万円（パートなどの給与収入の場合は年収141万円）を超えると配偶者特別控除が受けられなくなるという仕組みでしたが、この配偶者の所得の金額が大きく拡大され、平成30年分以降は、所得が123万円（給与収入の場合は年収201万円）までの方が最大38万円の配偶者特別控除を受けられることとなります。

※ちなみに…合計所得金額とは？

事業・不動産所得の他に給与所得や雑所得（年金等）などがある方もいますが、確定申告書のココ!の金額がおおよそ合計所得金額になります。純損失の繰越などは合計所得金額を計算される際には適用されませんので、そういったものがある方は必ずしもこの金額とは限りませんので目安としてご確認ください。

この改正により、所得の大きい方は配偶者控除がなくなる場合があります、所得税や住民税の負担額が大きくなります。逆に、いままで配偶者控除が受けられる範囲内で制限して働いていたパートの方などは、以前より働きやすくなるのではないのでしょうか？ただし、納税者本人がサラリーマンなどの場合には社会保険の扶養の話（いわゆる106万、130万円の壁）や、会社から支給される家族手当などのことも考慮しないとまらない部分がありますので、十分に確認してからどの範囲で働くかを考えないといけないうちかもしれません。

専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。
(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は 7月10日(火)です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

源泉所得税納付事務集合相談会 集合指導形式(各自ご自分で作成されたものを確認します)

会 場	青色申告会 会議室 (パソコン教室)	
日 程	7月2日(月)・3日(火) 10時～12時 13時～16時	※所要時間は、おおむね30分程度です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収簿 (月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額) 扶養控除等申告書 (従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日) 税務署から送られてきた納付書 (ピンク色で印刷された複写式用紙) 	
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。※ 代行依頼の場合は、2,160円 (一事業所) になります。	

平成30年分所得税の予定納税の準備はお済みでしょうか

平成30年分所得税の予定納税

平成29年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(火)に平成30年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成30年分の所得税の見込税額が平成29年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成30年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

(1) 7月減額申請

平成30年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月17日(火)までに税務署に提出しなければなりません。

(2) 11月減額申請

平成30年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(木)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成30年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(平成30年分は年1.6%)をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。



法律相談日

弁護士の橘 先生による無料相談

6月26日(火) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までご確認ください。

6月27日(水)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認下さい。

ご不明な点がございましたら、**6月15日(金)**までに、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金下さいますようお願い申し上げます。

行 今 事 月 予 の 定 日	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	6月 6日(水)	(一社)福岡中央青色申告会 設立記念式典 (事務局は閉めます)
	6月14日(木)	税務相談日 ※税理士の先生とのご相談をご希望の場合はご予約ください
	6月22日(火)	福岡県青色申告会連合会 定時総会 (事務局は閉めます)
	6月27日(水)	協同組合P Cサポートセンター 定時総会
	6月27日(水)	当会会費口座振替日
	7月 2 日(月)～3日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は表面をご覧ください
	7月10日(火)	源泉所得税 (半年に一回の納期特例者) の納付期限

ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com

H P : http://aiiro-fukuoka.seesaa.net/

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号:070-5416-5221

編集 後記

6月6日は当会の設立記念式典、22日は福岡県連の総会です。この日は事務局を留守に致しますのでご了承下さい。

記念式典への参加のお申込みをしてくださった会員の皆さま、ありがとうございました。当日はどうぞよろしくお願い致します。

また、4月からの新しい会の発足に伴い、ホームページも一新しました!世間からだいぶ遅れをとりましたが、スマートフォンでも見られるようになりました(笑) まだまだ準備中ですが、今後はマメに当会の予定等を更新していこうと思っております!